

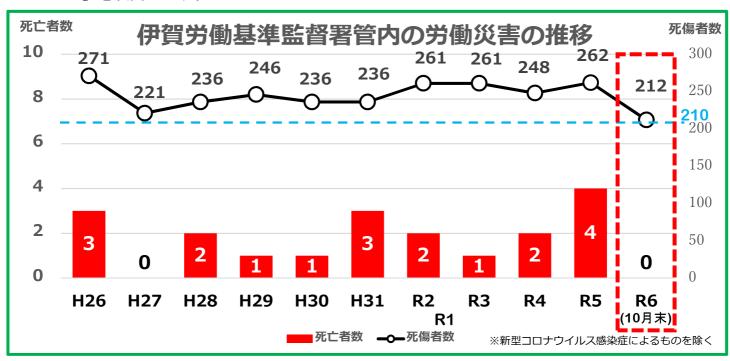
アンダー210いが推進運動



「令和7年 死亡災害ゼロ・アンダー210 いが推進運動」(アンダー210 いが)

伊賀労働基準監督署では、平成31年から、管内の<u>1年間の休業4日以上の死傷者数210人未満</u>を 達成するため、様々な安全衛生推進運動を展開していますが、6年連続で達成することができていま せん。

労働災害による死傷者数 210 人未満を達成するため、三重労働局が県内全体の取組みとして展開する「令和7年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」と連動し、令和7年も引き続き「アンダー210 いが」を展開します。



「死亡災害ゼロいが」の重点事項

◎重点災害

- **〇行動災害**(転倒災害、腰痛等)
- 〇墜落·転落災害
- O機械災害

(はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ)

〇高年齢労働者の労働災害

◎重点業種

- O製造業
- 〇建設業
- O道路貨物運送業
- 〇小売業
- O社会福祉施設

リスクアセスメント・安全衛生活動の推進

~ PDCA サイクルで労働災害を未然防止! ~

伊賀 労働 基準 監督署

◎重点災害に対して取り組んでいただく事項

〇行動災害(転倒、腰痛等)防止対策

- □ 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目、濡れた床面等の解消
- □ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- □ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- □ 機械化による省力化

〇墜落・転落災害防止対策

- □ 足場・屋根からの墜落・転落災害防止
- □ 脚立・はしご・階段からの墜落・転落災害防止
- □ トラックの荷台からの墜落・転落災害防止
- □ 「墜落災害防止強調月間 (7・12月)」の重点取組

〇機械災害防止対策

□ リスクアセスメント及びリスク低減措置の実施 (機械設備等の安全化及び作業方法の改善)

〇高年齢労働者の労働災害防止対策

- □ 身体機能を補う設備・装置の導入
- □ 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
- □ 健康状況、体力の状況の把握・対応
- □ 丁寧な安全衛生教育の実施

◎重点業種において特に取り組んでいただく事項

〇製造業: はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の機械災害防止

<u>○建設業</u>:墜落·転落災害防止

○道路貨物運送業:墜落·転落災害防止 ○小売業·社会福祉施設:行動災害防止

◎伊賀労働基準監督署が取り組む事項

- ○重点事項等に対する事業者への指導・援助
- 〇労働災害防止団体の各分会、地区労働基準協会、主要事業者団体、業種団体等に 対する要請または周知・啓発
- 〇会議・安全パトロール等あらゆる機会を活用した事業場に対する周知・啓発
- 〇年間安全衛生管理計画に関する事業者への指導・援助

「三重労働局 安全衛生関係」ページはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html









「伊賀労働基準監督署からのお知らせ」ページはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/iga06.html